

## ValueDoor 利用規定(2017年5月改定)

### 第1条 本規定の範囲

ValueDoor 利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)にて提供するサービスの利用および ValueDoor を利用する上でのインターネット上での認証(以下「ValueDoor 認証」といいます)に関して定めたものです。当行が ValueDoor および ValueDoor 認証の申込人(以下「契約者」といいます)に対し、これを承認し ValueDoor および ValueDoor 認証を提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の利用規定が適用されるものとします。なお、以下の規定にて記載する本サービスの内容については、当行所定の場合には一部制限される場合があります。

### 第2条 ValueDoor にて提供するサービス

#### (1)基本サービスと個別サービス

ValueDoor にて提供するサービスには、基本サービスと個別サービスがあります。なお、当行はこれらのサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

##### ①基本サービス

ValueDoor を申し込むことにより、当行から無償で提供されるサービスです。なお、サービス内容については、当行が定めるものとします。

##### ②個別サービス

本規定に加え、個別サービス毎の規定(以下「個別サービス規定」といいます)に基づいて当行または当行以外の企業により提供されるサービスです。

個別サービスを利用する際は、個別サービス規定を承諾の上、別途個別サービスについて当行所定の申込が必要となります。

なお、当行以外が提供するサービスの場合、ご利用の都度、ValueDoorID を当行がサービス提供企業に通知することがあります。

#### (2)利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末(以下「端末」といいます)を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

また、個別サービスの利用規定等にて別途定めている場合を除き、ValueDoor にて提供するサービスは日本国内でのみ利用するものとします。

#### (3)サービス取扱日・取扱時間

ValueDoor の取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間内とします。個別サービスについては、個別サービス毎に取扱日・取扱時間が設定されている場合は、ValueDoor の利用可能な取扱日・取扱時間内においても利用できない時間があります。なお、当行はこれらの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

### 第3条 ValueDoor の申込

#### (1)申込方法

本規定を承諾の上、「ValueDoor 申込書」(個別サービスに付随する「ValueDoor 申込書」も含まれます)(以下「申込書」といいます)または当行所定の方法による申込が必要です。当行がこれを承認し所定の手続きを行ったときから、ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けることができるものとします。

なお、ValueDoor の申込は法人および個人事業者の方に限ります。

#### (2)ValueDoor 申込代表口座

ValueDoor 申込代表口座は、ValueDoor にて提供するサービスにおいて利用する口座です。

契約者は、ValueDoor 申込代表口座を申込書または当行所定の方法(以下、併せて「申込書等」といいます)により当行宛に届け出るものとします。ただし、ValueDoor 申込代表口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限りません。

### (3)ValueDoor 利用口座

ValueDoor 利用口座は、ValueDoor 申込代表口座とともに、ValueDoor にて提供する基本サービスにおいて利用する口座です。

契約者は、ValueDoor 申込代表口座以外の口座を ValueDoor にて提供する基本サービスにおいて利用する場合、当該口座を ValueDoor 利用口座として申込書または当行所定の方法(以下、併せて「申込書等」といいます)により当行宛に届け出るものとします。ただし、ValueDoor 利用口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限りません。なお、当行は当行の裁量により、契約者が届け出た口座について ValueDoor 利用口座としての登録を拒むことや、登録済の ValueDoor 利用口座について契約者に通知することなく登録内容の変更あるいは登録の解除ができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

当行は、契約者が申込書等で届け出た口座を本規定に従って ValueDoor 利用口座として取り扱うものとし、この取扱に関し万一紛議が生じた場合には、契約者と ValueDoor 利用口座名義人はいっさいの責任を負い、当行に迷惑をかけないものとします。

## 第4条 ValueDoor における認証の種類

ValueDoor における認証方式には、(1) ValueDoor 認証と(2)ValueDoor 追加認証があります。

### (1) ValueDoor 認証

ValueDoor 認証には、①パスワード認証、②電子認証および③IC カード認証があり、契約者は、この3種類の認証から当行の承認する複数の認証を利用することができます。契約者は、ValueDoor 申込書または当行所定の方法により ValueDoor にて提供するサービスの提供を受ける際に必要となる ID(以下「ValueDoorID」といいます)の発行を3種類の認証毎にそれぞれ必要とする数だけ申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、発行数の制限または発行の拒否をすることができるものとします。また、契約者に対して既に発行された ValueDoorID に加えて、ValueDoorID の追加の発行を希望する場合は、別途当行に対して当行所定の方法にて申し込むものとします。当行は、当行の裁量により、発行数の制限または発行の拒否をすることができるものとします。

#### ①パスワード認証

ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けるために、ValueDoorID とパスワードにより認証する方式です。個別サービスによって利用が制限される場合があります。

契約者は、ValueDoor 申込書または第7条に定める Web 申込により当行に申し込むものとし、利用までの手続きは当行所定の方法によるものとします。

##### a. 初期パスワードの登録および ValueDoorID の通知

契約者は、ValueDoorID の発行を申し込む際に、初期パスワードを当行に届け出るものとし、当行は当行所定の手続きにより、初期パスワードの登録を行ない、ValueDoorID を契約者の届出住所宛に郵便等の方法により通知します。ただし、この郵便が不着等の理由で当行に返戻された場合には、契約者は、改めて申込手続きを行なうこととします。

##### b. 初期パスワードの変更

契約者は、初めて ValueDoor を利用する際に、端末の操作により当行所定の方法で、初期パスワードの変更を行なうこととします。この変更手続きによって届けられたパスワードを、ValueDoor を利用する際の正式なパスワード(以下「ValueDoor パスワード」といいます)とし、初期パスワードのままでは ValueDoor の利用はできないものとします。

##### c. ValueDoor パスワードの変更

契約者は、ValueDoor パスワードの変更の依頼を当行所定の方法で、書面または端末により随時行なうことができます。ただし、ValueDoor パスワードを失念した場合および本条(1)①d.の取扱いにより ValueDoor の利用が停止されている場合には、書面による変更手続きに限るものとします。

#### d. 初期パスワード、ValueDoor パスワード、ValueDoorID の管理

初期パスワード、ValueDoor パスワード、ValueDoorID は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には開示しないものとします。

契約者は、初期パスワードまたは ValueDoor パスワードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合には、当行所定の手続きに従い、直ちに新しいパスワードに変更するものとします。

なお、初期パスワードまたは ValueDoor パスワードの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、ValueDoorID を利用するにあたり、当行に登録されたパスワードと異なるパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合は、当行は当該 ValueDoorID による ValueDoor の利用を停止します。契約者が当該 ValueDoorID による ValueDoor の利用停止を解除することを希望する場合には、当行所定の書面または第 7 条に定める Web 申込により当行宛に届け出ることとします。

### ②電子認証

ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けるために、端末に設定した電子証明書により認証する方式です。電子認証は、電子署名を必要とする個別サービス等でも利用できます。異なる端末でサービスを利用する際には、端末毎に電子証明書の設定が必要となります。

#### a. 初期パスワードの登録およびダウンロード ID の通知

契約者は、ValueDoorID の発行を申し込む際に、初期パスワードを当行に届け出るものとし、当行は所定の手続きにより、初期パスワードの登録を行ない、契約者が秘密鍵および電子証明書の取得に必要な ID (以下「ダウンロード ID」といいます)を契約者の届出住所宛に簡易書留郵便による郵送等により通知するものとします。ただし、この郵便が不着等の理由で当行に返戻された場合には、契約者は、改めて申込手続きを行なうこととします。

#### b. 初期パスワードおよびダウンロード ID の管理

初期パスワードおよびダウンロード ID は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者には開示しないものとします。

契約者は、初期パスワードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合には、当行所定の手続きに従い、直ちに新しいパスワードに変更するものとします。なお、初期パスワードの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### c. 秘密鍵および電子証明書の設定

契約者が、電子証明書を設定する端末にて、当行所定の期間内に当行所定の方法により、当行所定のインターネットサイト上でダウンロード ID と、初期パスワードを入力することにより、端末に秘密鍵が生成され、電子証明書がダウンロードされます。契約者は、秘密鍵および電子証明書の設定がセキュリティに関わる重要なものとなることを認識したうえで、当行所定の方法を遵守するものとします。これらの設定を誤った場合および当行所定の期間内に設定を行わなかった場合には、当行所定の方法により、当該電子証明書を失効申出のうえ、再度電子認証の申込を行なうこととします。

設定された電子証明書には、申込書等にて届出の当行所定の項目と当行にて発行した ValueDoorID などが記載されます。

なお、同一のダウンロード ID と初期パスワードで設定できる端末は一つに限り、複数の端末に電子認証を設定する際は、複数の ValueDoorID を申し込むものとします。

#### d. 端末、秘密鍵、電子証明書、PIN、および電子認証専用パスワードの管理

端末、秘密鍵、電子証明書、PIN(ブラウザソフトが電子証明書を要求する際の暗証コードのことをいい、画面上はパスワードと表示されます)および電子認証専用パスワード(電子認証を利用時に当行が独自に要求するパスワードのことをいい、画面上は電子認証第二パスワードと表示されます)の管理は契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、端末の第三者への譲渡、使用、および PIN や電子認証専用パスワードの第三者への開示はしないものとします。

電子証明書を設定した端末等を譲渡、破棄する場合には、速やかにその旨を当行に連絡し、当行所定の手続きを行なうこととします。

契約者は、PIN、および電子認証専用パスワードについて盗用または不正使用等のおそれがある場合には、当行所定の手続きに従い、直ちに新しいパスワードに変更するものとします。なお、電子認証専用パスワー

ドの盗用または不正使用等により生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、電子認証を利用するにあたり、当行に登録された電子認証専用パスワードと異なるパスワードが、当行所定の回数以上連続して入力された場合、当行は当該電子認証による ValueDoor の利用を停止できるものとします。契約者が当該電子認証による ValueDoor の利用停止を解除することを希望する場合には、第 6 条(1)に定める管理専用 ID または管理専用 ID(副)により当行宛に解除依頼を行い、または当行所定の書面により当行宛に届け出ることとします。

#### e. 電子証明書の有効期限

電子証明書の有効期間は、証明書の設定から 1 年間とします。更新の際には、当行所定の期間内に当行所定の手続きにより更新作業を行なうことにより、有効期限は 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、有効期間中でも本規定を解約した場合、電子証明書が失効した場合など契約者が保有する電子証明書が無効となる場合があります。

#### f. 電子証明書の失効

当行は、以下に示す事由が発生したときは、電子証明書を失効させることができるものとします。当行は、電子証明書を失効させたときは、当行所定の方法により契約者にこれを通知するものとします。

(ア)契約者が本規定に違反した場合

(イ)契約者から当行所定の方法により電子証明書の失効の申出があった場合

(ウ)契約者の電子証明書または秘密鍵が不正使用された場合またはその危険がある場合

(エ)電子証明書の記載事項が事実と異なる場合

(オ)電子証明書の記載事項に変動が生じた場合

(カ)本規定または個別サービス規定に定める事由が発生した場合

(キ)その他当行が必要と判断した場合

#### g. 契約者による電子証明書の失効申出

契約者は、以下に定める事由が発生した際、直ちにその旨を当行に報告し、当行所定の方法により、電子証明書の失効を申し出なければならないものとします。

(ア)契約者の電子証明書または秘密鍵が不正使用された場合またはその危険がある場合

(イ)電子証明書の記載事項が事実と異なる場合

(ウ)電子証明書の記載事項に変動が生じた場合

(エ)その他契約者が電子証明書を失効させる必要があると判断した場合

#### h. 電子証明書の失効の効果

電子証明書の失効の効果については、当行が所定の手続きを行なった時点から発生するものとします。

#### i. 電子証明書の再発行

以下の場合で、当行が特に認めた場合には、電子証明書の再発行を受けることができます。再発行前の電子証明書が失効していない場合、当該電子証明書は、電子証明書の再発行により失効するものとします。

電子証明書の再発行手続きは、電子証明書の発行手続きに準じるものとします。

(ア)PIN の失念等により電子証明書が利用不能となった場合

(イ)電子証明書が失効した場合

(ウ)端末を変更するなど電子証明書を再度取得する必要がある場合

#### j. 電子認証専用パスワードの変更

契約者は、電子認証専用パスワードの変更の依頼を、当行所定の方法で、書面または端末により随時行なうことができます。ただし、電子認証専用パスワードを失念した場合および本条(1)②d.の取扱いにより ValueDoor の利用が停止されている場合には、第 6 条(1)に定める管理専用 ID または管理専用 ID(副)による当行所定の方法または書面による変更手続きに限るものとします。

### ③IC カード認証

ValueDoor にて提供するサービスの提供を受けるために、「ValueDoorIC カード認証サービス利用規定」で定める IC カードにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続きを行う必要があります。また、IC カードには、上記規定で定める情報に加えて ValueDoorID が格納されます。

## (2)ValueDoor 追加認証

ValueDoor 追加認証には、ワンタイムパスワード認証およびスマホ認証があります。契約者は、ValueDoor 追加認証の利用を希望する場合、申込書または当行所定の方法により ValueDoor 追加認証を必要とする ValueDoorID 毎に申し込むものとします。ただし、当行は、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとします。また、当行は、セキュリティを強化する必要がある場合等当行が必要と判断した場合に、一定の ValueDoorID を ValueDoor 追加認証の適用対象とし、契約者に通知のうえ、ValueDoor 追加認証の利用を ValueDoor にて提供される各種サービスの利用の条件とすることができるものとします。

### ①ワンタイムパスワード認証

ワンタイムパスワード認証は、ValueDoor 認証に追加して、「ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定」で定めるワンタイムパスワードにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続きを行うことが必要です。

### ②スマホ認証

スマホ認証は、ValueDoor 認証に追加して、「ValueDoor スマホ認証サービス利用規定」で定めるスマートフォンにより認証する方式です。ご利用の際は、当行所定の手続きを行うことが必要です。

## 第5条 本人確認

ValueDoor 認証により以下の各項に定めるいずれかの場合の確認が取れた時点で、当行は正当な契約者による使用であると認めることができるものとします。

ただし、当行所定の取引については、ValueDoor 認証に加え、ValueDoor 追加認証での本人確認が取れた時点で、当行は正当な契約者による使用であると認めることができるものとします。ValueDoor 追加認証における本人確認は、ValueDoor 追加認証にかかる利用規定で定めるものとします。

### (1)パスワード認証

- ・ValueDoorID と ValueDoor パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合
- ・ValueDoorID と初期パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合

### (2)電子認証

- ・電子データが電子証明書に記載されている公開鍵に対応する秘密鍵を用いて作成されたものであることの確認、電子証明書の有効性検証確認、および電子認証専用パスワードが当行に登録されているものと一致した場合
- ・ダウンロード ID と初期パスワードが、当行に登録されているものと一致した場合

### (3)IC カード認証

ValueDoorID が当行に登録されているものと一致し、かつ、「ValueDoorIC カード認証サービス利用規定」にて定める「有効性確認」で「有効」の回答が得られた場合。

## 第6条 管理専用 ID と利用者 ID

- (1) 契約者は、当行が特に定める場合を除き、ValueDoorID のうち種別を問わず一つの ValueDoorID を、以下に示す管理専用 ID とすることとします。管理専用 ID 以外の ValueDoorID は、以下に示す管理専用 ID(副)または利用者 ID とします。
- (2) 「管理専用 ID」とは、ValueDoor にて提供するサービスを利用するための ValueDoorID (以下「利用者 ID」といいます)の属性情報、利用可能サービス制限、一時停止などの管理、第 4 条(1)②に定める利用停止の解除、第 7 条に定める Web 申込や、当行所定の一部の機能の利用を行うことのできる ValueDoorID です。契約者は、管理専用 ID を必ず一つ持つものとします。
- (3) 「管理専用 ID(副)」とは、自らの利用権限設定を除く管理専用 ID の全ての機能または一部の機能を管理専用 ID とは別の ValueDoorID で利用するための機能です。管理専用 ID(副)は、第 4 条に定める手続きにより発行された後、当行所定の方法により管理専用 ID または他の管理専用 ID(副)にて、利用可能な機能を制限することができます。
- (4) 利用者 ID は、第 4 条に定める手続きにより発行された後、当行所定の方法により管理専用 ID または管理専用

ID(副)にて、各利用者 ID の属性情報の登録および各利用者 ID の利用可能なサービスの登録をインターネット上等で行なうことにより、はじめて利用可能となります。ただし、当行が定める基本サービスの利用については、管理専用 ID または管理専用 ID(副)による利用者 ID の登録を経ることなく、利用者 ID で利用することができます。また、当行が定める個別サービスについては、当行所定の書面にて当該サービスを利用する利用者 ID を申し込み、当行が登録することによってのみ、当該利用者 ID で当該サービスが利用可能となります。

- (5) 当行が特に認めた場合、本条(1)の定めによらず、2003 年 1 月 14 日改正前の ValueDoor 利用規定に定める管理専用 ID を利用者 ID として利用することができます。
- (6) 当行が特に認めた場合、本条(1)の定めによらず、2003 年 1 月 14 日改正前の ValueDoor 利用規定に定める一般 ID (以下、「一般 ID」といいます)を利用者 ID として利用することができます。なお、当行が特に認めた場合でも、サービスの種別等によっては一般 ID を利用者 ID として利用できない場合があります。

## 第7条 Web 申込

- (1) 契約者は端末から当行所定の方法で管理専用 ID または管理専用 ID(副)(別途当行所定の方法にて本機能の利用権限を制限している場合を除きます)を用い、以下の手続きができるものとします(以下「Web 申込」といいます)。
  - ① パスワード認証方式または電子認証方式の利用者 ID の新規登録および削除の申込
  - ② パスワード認証方式にてパスワードを失念した場合や第4条(1)①d.の取扱により ValueDoor の利用が停止している場合の初期パスワード再登録の申込
  - ③ 基本サービスにおける当行所定の事項の申込
  - ④ 当行所定の個別サービスの利用申込
  - ⑤ ValueDoor 追加認証における当行所定の事項の申込
- (2) 契約者は Web 申込を利用する場合、当行所定の方法により申込手続きを行うものとします。
- (3) 当行は当行所定の方法により Web 申込が可能な申込の範囲を変更する場合があります。

## 第8条 Web 申込のダブル承認

- (1) 「Web 申込のダブル承認」とは、契約者が必ず「管理専用 ID と管理専用 ID(副)」の 2ID または「管理専用 ID(副)と管理専用 ID(副)」の 2ID を用い、当行所定の方法で Web 申込を行う方法です。
- (2) 契約者は Web 申込のダブル承認を行う場合、当行所定の方法で申込手続きを行うものとします。

## 第9条 電子署名

当行所定の方法により電子署名を付した電磁的記録は、当行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力を持つものとします。

当該電磁的記録にあつては、契約者が当該電磁的記録を当行へ送信し、当行が受信し所定の手続きを行なった時点で当行に到達したものとします。電子署名を利用可能な認証は、電子認証および IC カード認証、ならびにその他当行所定の電子認証とします。

電子署名の本人確認は、第5条に定めた方法によるものとします。

## 第10条 届出事項の変更等

### (1)連絡先の届出

当行は契約者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認を行なうことがあります。その場合、当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。

### (2)届出事項の変更

当行に対する届出事項に変更がある場合、および届出印章を紛失した場合、契約者は直ちに当行所定の方法により取引店宛に届け出るものとします。ただし、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末より当行に届け出ることできるものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### **(3)通知等の到着**

当行が本条(1)の連絡先に宛て通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。なお、届出を行った変更等の内容が反映するまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### **(4)インターネットを経由した書面等の交付**

当行が契約者に対して各種書面等につき提出・交付・送付・通知する場合は、インターネット上で各種書面等を掲示した時点で、契約者に対して当該各種書面等の提出・交付・送付・通知が行なわれ、契約者に当該各種書面が到着したものとみなします。契約者は、当行所定の方法により各種書面を閲覧する義務を負うものとし、契約者が当該各種書面を閲覧しなかった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## **第11条 解約等**

### **(1)都合解約**

本規定は当事者一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。また、本規定を解約することにより、個別サービス等も解約されるものとします。

### **(2)解約の効力**

当行からの解約の効力は、契約者に通知が到着した時点から発生するものとします。当行が第10条(1)の連絡先に宛て解約通知を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

契約者からの解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約処理を行なった時点から発生するものとします。

### **(3)申込代表口座の解約**

申込書に定める申込代表口座が解約された場合には、本規定(認証に関するすべての事項も含みます)も全て解約されたものとします。

### **(4)サービス利用口座および決済口座の解約**

サービス利用口座および決済口座が解約されたときは、当該サービス利用口座および決済口座に関する本規定は解約されたものとみなします。個別サービス等において、サービス利用口座および決済口座を当該口座以外に指定していない場合は、当該個別サービスも解約されたものとします。

### **(5)ValueDoorの利用停止**

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも、契約者に通知することなく、ValueDoorの利用の全部または一部を停止することができるものとします。ValueDoorの利用が停止されることにより、個別サービス等の利用も不能となることがあります。

- ①1年以上にわたり、ValueDoorの利用がない場合
- ②電子メールアドレス相違等の事由により、当行から契約者宛に送信した電子メール等の連絡等が不着になった場合
- ③契約者と当行との取引約定に違反した場合等、当行がValueDoorの停止を必要とする相当の事由が生じた場合
- ④個別サービスの登録がなく、一定期間利用のない場合

### **(6)ValueDoorの強制解約**

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当行はいつでも、契約者に通知することなく、ValueDoorを解約することができるものとします。ValueDoorの強制解約により、個別サービス等も契約者に通知することなく解約されるものとします。

- ①手形交換所またはこれに準ずる電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
- ②支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申し立てがあった場合、または契約者の財産について仮差押、保全差押、差押もしくは競売手続開始があった場合
- ③前2号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- ④解散その他営業活動を休止した場合
- ⑤申込書または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合
- ⑥1年以上の当行が相当と認める期間、ValueDoorIDによるログインが無かった場合(ただし、ValueDoor 個別サービスの利用手数料を継続して支払っている場合を除きます)

#### **(7)サービスの休止**

当行は事前に契約者に通知することなく、ValueDoor を休止できるものとします。

#### **(8)規定の変更**

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更に同意があったものとみなします。

また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本規定を解約することができるものとします。

### **第12条 業務委託の承諾**

- (1)当行は、当行が任意に定める第三者(以下「委託先」といいます)に、電子証明書発行業務の一部を委託し、必要な範囲で契約者に関する情報を委託先に開示することとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。
- (2)当行は、委託先に、ValueDoor を構成している各種サービスシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに異議なく承諾することとします。

### **第13条 免責事項**

#### **(1)本人確認手段の不正使用等**

第5条の定めにより本人確認手続きを経たのち行った一切の取引について、当行は契約者本人の取引とみなし、ValueDoorID、ValueDoor パスワード、ダウンロードID、初期パスワード、電子証明書、秘密鍵、端末、電子認証専用パスワード、ICカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### **(2)通信手段等の障害等**

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピューター等の障害等、当行の責によらない事由により、ValueDoor を利用不能となっても、当行は責任を負いません。

#### **(3)通信経路における取引情報の漏洩等**

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により、ValueDoorID、ValueDoor パスワード、電子証明書、秘密鍵、電子認証専用パスワード、その他の本人確認手段、取引情報等が漏洩しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### **(4)郵送上の事故**

当行が第4条(1)①a.および第4条(1)②a.によりValueDoorID またはダウンロードID を発行のうえ契約者に通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により、第三者が当該IDを知ったとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### **(5)印鑑照合**



契約者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱を行なった場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### **(6)各企業が提供するサービスに関する免責**

当行以外の企業による提供サービスに関し、当行は何らの保証をするものではなく、当行は責任を負いません。

#### **(7)その他**

当行は、所定のブラウザソフトの内容、状態、機能、作用等について、契約者に対して、何らの保証をするものではありません。

当行は契約者に対して、ValueDoor への接続、利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。

当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、ValueDoor を利用したことについては、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実が発生した直接損害に限ります。当行はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他契約者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

当行が第 10 条(1)および(3)等により契約者の電子メールアドレスに通知した場合、電子メールの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があった場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

本規定の他の条項にかかわらず、災害、事変、裁判所等公的機関の措置、通信業者やその他の第三者のあらゆる誤った取扱等、当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行なわなかった場合または誤って提供した場合には、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

### **第14条 サービスの停止および廃止**

- (1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。
- (2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または破棄によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行なわないものとします。

### **第15条 その他**

契約者は、本規定上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

### **第16条 有効期間**

本規定の当初有効期間は申込日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申出のない場合に限り、有効期間満了日の翌日から 1 年間契約されるものとし、以後も同様とします。

### **第17条 準拠法と管轄**

本規定は日本法に準拠し、日本法にもとづき解釈されるものとします。本規定にもとづく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定(2016年11月制定)

ValueDoor ワンタイムパスワード認証サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)における「ValueDoor 追加認証である「ワンタイムパスワード認証サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとし、

なお、以下の規定にて記載する本サービスの内容については、当行所定の場合には一部制限される場合があります。

### 第1条 ワンタイムパスワード認証サービスの内容等

#### (1)ワンタイムパスワード認証サービスの内容

ワンタイムパスワード認証サービスは、ValueDoor 利用規定第4条に定める ValueDoor 追加認証として、契約者が ValueDoor にて提供されるサービスの提供を受ける際に当行所定の取引について、ValueDoor 認証に追加して、当行が契約者に貸与する機器(以下「ワンタイムパスワードカード」といいます。)により生成され表示された可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)により認証するサービスをいいます。

なお、当行は本サービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとし、また、当行は契約者による本サービスの全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとし、

#### (2)利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

#### (3)サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (4)手数料

本サービスの利用にかかる手数料は無料です。ただし、当行は将来この取扱を変更する可能性があります。その場合、当行は当該手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者の ValueDoor 申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引落するものとし、

### 第2条 本サービスの利用

#### (1)ワンタイムパスワードカードの発行

本サービスは、ValueDoor 認証に追加して実施される認証サービスです。本サービスを利用可能な ValueDoor 認証の種類は、当行所定の種類とします。

契約者が当行所定の方法により本サービスを申し込み当行が受け付けた場合、当行は契約者にワンタイムパスワードカードを発行します。ただし、当行の裁量により、この申込を拒否することができるものとし、また、当行がセキュリティ強化等の目的で契約者による本サービスの利用が必要と判断した場合にも、契約者に通知のうえ、ワンタイムパスワードカードを発行します。ワンタイムパスワードカードの発行を受けた契約者は、ワンタイムパスワードカードを用いて本サービスを利用するものとし、

ワンタイムパスワードカードは、契約者の ValueDoorID に、契約者に発行したワンタイムパスワードカードを識別するための番号(以下「シリアル番号」といいます)を登録したうえで、当行より契約者の届出住所または契約者の指定した住所宛に郵送、または当行所定の方法で契約者に交付するものとし、

当行が契約者に対しワンタイムパスワードカードを郵送または交付したときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとし、

す。

## **(2) ワンタイムパスワードカードの所有権等**

ワンタイムパスワードカードの所有権は、当行に帰属するものとし、当行は、契約者にワンタイムパスワードカードを貸与するものとします。ワンタイムパスワードカードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

## **(3) ワンタイムパスワードカードの利用開始手続**

当行がワンタイムパスワードカードの発行または再発行を行った場合は、契約者はワンタイムパスワードカードの利用に際し、当行に利用開始の依頼を行うものとします。この場合、契約者は、当行宛に当該手続時のワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

伝達した内容を当行が確認し、当行が認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているシリアル番号に対応するワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からの利用開始の依頼とみなします。ワンタイムパスワードカードは、当行の所定の利用登録手続完了後の当行所定の時期に利用できるものとします。

## **(4) ワンタイムパスワードカードの起動用暗証番号**

契約者は、ワンタイムパスワードカードに、ワンタイムパスワードを表示させる為の当行所定の起動用暗証番号を設定することができるものとします。契約者が一度、起動用暗証番号を設定した場合は、起動用暗証番号の設定がない状態に戻すことはできないものとします。契約者が、設定した起動用暗証番号と異なる起動用暗証番号を当行所定の回数以上連続して入力した場合は、ワンタイムパスワードは表示されなくなるものとします。契約者がワンタイムパスワードの再表示の依頼をする場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

## **(5) ワンタイムパスワードカードの有効期限**

ワンタイムパスワードカードの有効期限は当行が定める期限までとします。当行は、ワンタイムパスワードカードの有効期限が近づくと当行所定の方法により契約者に案内するものとし、契約者は、当行所定の方法により更新の手続を行うものとします。

また、ワンタイムパスワードカードは、電池切れ等によりワンタイムパスワードが表示されなくなると使用できません。契約者は、ワンタイムパスワードカードのボタン押下時に電池残量が一定量以下となった旨が表示された場合、当行所定の方法によりワンタイムパスワードカードの再発行の依頼を行うものとします。

## **(6) ワンタイムパスワードカードの再発行等**

当行がワンタイムパスワードカードの再発行の依頼を受け付けた場合、当行は、ワンタイムパスワードカードを再発行のうえ、契約者の届出住所宛に郵送または当行所定の方法で交付します。

この場合、契約者は本条(3)の利用開始手続を行うものとします。

## **(7) ワンタイムパスワードカードの紛失等**

契約者は、ワンタイムパスワードカードを失ったとき、ワンタイムパスワードカードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出るとともに、ValueDoorID の一時停止等契約者以外による不正利用を防ぐために必要な措置を取るものとします。この届出を受けたときは、当行は当行所定の期間内に当行所定の方法により本サービスの利用停止措置を講じます。利用停止措置に期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

契約者は、本サービスの利用を再開する場合、当行所定の方法によりワンタイムパスワードカードの再発行を依頼するものとします。

## **第3条 本サービスによる追加認証としての本人確認**

### **(1) 追加認証としての本人確認**

本サービスの利用開始後、当行は当行所定の取引について ValueDoor 認証に加えてワンタイムパスワードによる ValueDoor 追加認証を行います。この場合には、契約者は、ValueDoor 認証での本人確認後に、ValueDoor 追加認証としてワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に伝達するものとします。当行が確認し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当行は契約者

からの取引の依頼とみなします。

## (2)本サービスの一時停止中における本人確認の特例

当行は、以下の各号の場合、通常時は本サービスによる ValueDoor 追加認証が必要な取引について、一時的に本サービスによる ValueDoor 追加認証なく ValueDoor 認証のみで取引できるよう変更すること(以下「一時停止」といいます)ができるものとし、契約者はこのことを理解して本サービスを利用するものとします。この場合、一時停止中に ValueDoor 認証のみで行われた取引については、本サービスによる ValueDoor 追加認証が正常に行われたものとみなします。そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ① ワンタイムパスワードカードの再発行に際し、契約者が当行所定の方法で一時的停止を申し出た場合。
- ② 本サービスのシステムメンテナンス等の実施に際し、当行が一時停止する場合。ただし、当行は ValueDoor 画面に掲載する等の方法により事前通知するものとします。
- ③ 契約者が当行所定の方法で一時的停止を申し込み、当行が受け付けた場合。

## 第4条 免責事項

### (1)本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第 5 条及び本規定第 3 条の定めにより本人確認手続きを経たのち行った一切の取引については、当行は契約者本人の取引とみなし、ワンタイムパスワード、ワンタイムパスワードカードその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (2)郵送上の事故

当行がワンタイムパスワードカードを発行または再発行のうえ契約者に郵送する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者(当行職員を除く)が当該ワンタイムパスワードカードを入手したとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (3)ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカードの管理

- ①ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカードは契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示、貸与、譲渡、交付等しないものとします。契約者に損害が生じた場合については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- ②ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故のおそれがある場合は、当行宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止およびワンタイムパスワードカードの再発行の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびワンタイムパスワードカードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- ③当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は契約者に対するワンタイムパスワード認証サービスの利用を停止します。契約者がワンタイムパスワード認証サービスの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の書面により当行宛に届け出るものとします。

### (4)郵便等の返戻

契約者の届出住所が不正確である為、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠った為に、当該郵便等が当行に返戻された場合は、当行は契約者に対する本サービスの利用を停止します。また、当該郵便等が郵便局等の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、契約者は当行にワンタイムパスワードカード再発行の申込を行うものとします。

## 第5条 サービスの停止および廃止

- (1)当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行なわないものとします。

## **第6条 本サービスの解約等**

本サービスは、ValueDoor の認証に追加して実施される認証サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor に関する契約が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

## **第7条 規定の準用**

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱います。

## **第8条 規定の変更等**

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

## ValueDoor スマホ認証サービス利用規定(2017年3月制定)

ValueDoor スマホ認証サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)における ValueDoor 追加認証である「スマホ認証サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。なお、以下の規定にて記載する本サービスの内容については、当行所定の場合には一部制限される場合があります。

### 第1条 スマホ認証サービスの内容等

#### (1) スマホ認証サービスの内容

スマホ認証サービスは、ValueDoor 利用規定第4条に定める ValueDoor 追加認証として、契約者が ValueDoor にて提供されるサービスの提供を受ける際に当行所定の取引について、ValueDoor 認証に追加して、契約者が当行所定の方式で当行所定のスマートフォン(以下「スマートフォン」といいます)にインストールしたスマホ認証アプリで以下の方法により認証するサービスをいいます。

- ① スマホ認証アプリのスライダ式の可変ボタンの操作
- ② スマホ認証アプリの固定式のボタンの操作

なお、当行は本サービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。また、当行は契約者による本サービスの全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

#### (2) 利用環境

本サービスは、当行所定のスマートフォンの動作環境を有している場合に限り、利用することができます。ただし、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

#### (3) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (4) 手数料

本サービスの利用にかかる手数料は無料です。ただし、当行は将来この取扱を変更する可能性があります。その場合、当行は当該手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者の ValueDoor 申込代表口座から、当行所定の日に自動的に引落するものとします。

## 第2条 本サービスの利用

#### (1) QRコード通知書の発行

本サービスは、ValueDoor 認証に追加して実施される認証サービスです。本サービスを利用可能な ValueDoor 認証の種類は、当行所定の種類とします。

契約者が当行所定の方法により本サービスを申し込み当行が受け付けた場合、当行は契約者に QRコード通知書(以下「QRコード」といいます)を発行します。ただし、当行の裁量により、QRコードの発行を拒否することができるものとします。また、当行がセキュリティ強化等の目的で契約者による本サービスの利用が必要と判断した場合にも、契約者に通知のうえ、QRコードを発行します。QRコードの発行を受けた契約者は、当行所定の方法によりスマホ認証アプリをダウンロードし、QRコードを用いて利用開始手続のうえ、本サービスを利用するものとします。QRコードは、契約者の ValueDoorID に、契約者に発行した QRコードを識別するための情報を登録したうえで、当行より契約者の届出住所または契約者の指定した住所宛に郵送、または当行所定の方法で契約者に交付するものとします。

当行が契約者に対し QRコードを郵送または交付したときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下「本利用規約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。

## (2) スマホ認証サービスの利用開始手続

当行が QR コードの発行または再発行を行った場合は、契約者はスマホ認証サービスの利用に際し、当行に利用開始の依頼を行うものとします。この場合、契約者は、当行宛に当該手続時の QR コードに含まれる情報と契約者のスマートフォンの情報を当行所定の方法により紐付の上、正確に伝達するものとします。伝達した内容を当行が確認した場合には、当行は契約者からの利用開始の依頼とみなします。スマホ認証サービスは、当行所定の利用登録手続完了後の当行所定の時期に利用できるものとします。

## (3) スマホ認証アプリの起動用暗証番号

契約者は、スマホ認証アプリに、当行所定の起動用暗証番号を設定することができるものとします。契約者が一度、起動用暗証番号を設定した場合は、起動用暗証番号の設定がない状態に戻すことはできないものとします。契約者が再度利用するためには、スマホ認証アプリを削除し、再ダウンロードするものとします。

## (4) スマホ認証アプリの初期化

契約者が当行所定の方法によりスマホ認証アプリを初期化した場合、スマホ認証アプリを再度利用するためには、本条2(3)の利用開始手続を行うものとします。

## (5) QR コードの再発行等

- ① 当行が QR コードの再発行の依頼を受け付けた場合、当行は、QR コードを再発行のうえ、契約者の届出住所宛に郵便または宅配便で送付する他、当行所定の方法により交付します。
- ② QR コードの再発行を行った場合には、契約者は、本条2(2)の利用開始手続を行うものとします。

## (6) スマートフォン・QR コードの紛失等

契約者は、スマートフォンや QR コードの紛失、盗難等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出るとともに、ValueDoor の一時停止等契約者以外による不正利用を防ぐために必要な措置を取るものとします。この届出を受けたときは、当行は当行所定の期間内に当行所定の方法により本サービスの利用停止措置を講じます。利用停止措置に期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

契約者は、本サービスの利用を再開する場合、当行所定の方法により QR コードの再発行を依頼するものとします。

## 第3条 本サービスによる追加認証としての本人確認

### (1) 追加認証としての本人確認

本サービスの利用開始後、当行は当行所定の取引について ValueDoor 認証に加えてスマホ認証による ValueDoor 追加認証を行います。この場合には、契約者は、ValueDoor 認証での本人確認後に、ValueDoor 追加認証として契約者のスマートフォンの情報を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。当行が確認し、認識したスマートフォンの情報が、当行が保有しているスマートフォンの情報と各々一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。

### (2) 本サービスの一時停止中における本人確認の特例

当行は、以下の各号の場合、通常時は本サービスによる ValueDoor 追加認証が必要な取引について、一時的に本サービスによる ValueDoor 追加認証なく ValueDoor 認証のみで取引できるよう変更すること(以下「一時停止」といいます)ができるものとし、契約者はこのことを理解して本サービスを利用するものとします。

この場合、一時停止中に ValueDoor 認証のみで行われた取引については、本サービスによる ValueDoor 追加認証が正常に行われたものとみなします。そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- ① QR コードの再発行に際し、契約者が当行所定の方法で一時停止を申し出た場合。
- ② 本サービスのシステムメンテナンス等の実施に際し、当行が一時停止する場合。ただし、当行は ValueDoor 画面に掲載する等の方法により事前通知するものとします。
- ③ 契約者が当行所定の方法で一時停止を申し込み、当行が受け付けた場合。

## 第4条 免責事項

### (1) 本人確認手段の不正使用等

ValueDoor 利用規定第 5 条及び本規定第 3 条の定めにより本人確認手続きを経たのち行った一切の取引については、当行は契約者本人の取引とみなし、スマートフォンその他の本人確認手段について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (2) 郵送上の事故

当行が QR コードを発行または再発行のうえ契約者に郵送する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者(当行職員を除く)が当該 QR コードを入手したとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### (3) スマートフォンおよび QR コードの管理

- ① スマートフォンおよび QR コードは盗難、紛失等により第三者に使用されたり、その情報が第三者に知られないように、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示、貸与、譲渡、交付等しないものとします。契約者に損害が生じた場合については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- ② スマートフォンおよび QR コードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故のおそれがある場合は、当行宛に直ちにスマホ認証サービスの利用中止および QR コードの再発行の依頼をするものとします。スマートフォンおよび QR コードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### (4) 郵便等の返戻

契約者の届出住所が不正確である為、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠った為に、当該郵便等が当行に返戻された場合は、当行は契約者に対する本サービスの利用を停止します。また、当該郵便等が郵便局等の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、契約者は当行に QR コードの再発行の申込を行うものとします。

## 第5条 サービスの停止および廃止

- (1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。
- (2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行なわないものとします。

## 第6条 本サービスの解約等

本サービスは、ValueDoor の認証に追加して実施される認証サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor に関する契約が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

## 第7条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定、スマホアプリに関する利用規定により取扱います。

## 第8条 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、契約者に当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意の旨の通知を受領しなかった場合には、変更不同意が



あったものとみなします。また、当行が契約者からこの変更に同意しない旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

## ValueDoor Web 帳票サービス利用規定(2015年12月制定)

ValueDoor Web 帳票サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「Web 帳票サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとし、

### 第1条 Web 帳票サービスの内容等

#### (1) Web 帳票サービスの内容

Web 帳票サービスは、契約者の占有・管理する端末(後記第1条(2)の環境を備えた端末とします)による依頼のもと、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座について、以下のことを行うサービスをいいます。

- ① ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する当行所定の計算書・通知書等にかかる電子ファイル(以下「Web 帳票」といいます)の閲覧(以下「Web 帳票閲覧サービス」といいます)
- ② Web 帳票の内容データ(以下「Web 帳票データ」といいます)のダウンロード(以下「Web 帳票データダウンロードサービス」といいます)
- ③ ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する当行所定の計算書・通知書等の契約者に対する提供方法について、当該計算書・通知書等にかかる書面の郵送による方法から Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスによる方法に切り替えること(以下「Web 帳票切替サービス」といいます)
- ④ Web 帳票の閲覧および Web 帳票データのダウンロードの差止(以下「Web 帳票閲覧差止サービス」といいます)

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとし、また、当行は契約者による本サービスの全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとし、

#### (2) 利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

#### (3) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (4) Web 帳票・Web 帳票データの作成タイミング

Web 帳票・Web 帳票データの内容は、当行が所定の時点で作成した内容とします。当行が Web 帳票・Web 帳票データを作成した後に発生した取引は、Web 帳票・Web 帳票データに反映されません。契約者は、このことを理解して本サービスを利用するものとし、

#### (5) Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスの利用可能期間

契約者が Web 帳票閲覧サービスおよび Web 帳票データダウンロードサービスを利用できる期間は、それぞれ当行所定の期間とします。ただし、当行はこれらのサービスの利用可能期間を変更することができるものとし、なお、契約者と当行との間の ValueDoor 利用規定が解約等により終了した場合は、当然に契約者は Web 帳票閲覧サービスおよび Web 帳票データダウンロードサービスの利用ができなくなるものとし、

### 第2条 本サービスの利用

#### (1) 契約者による利用

本サービスは、ValueDoor 利用規定第2条(1)①に定める ValueDoor の基本サービスです。契約者は、本サービ

スが無償で利用できるものとしします。

## (2) 利用口座

本サービスが利用可能な口座は、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座とします。ただし、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

## (3) 利用者の権限設定

- ① 本サービスの利用開始にあたっては、契約者は ValueDoor の管理専用 ID (または管理専用 ID (副)) にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定するものとしします。なお、当行所定の一部の利用権限については、管理専用 ID (または管理専用 ID (副)) により利用権限の設定を行うのではなく、申込書または管理専用 ID (または管理専用 ID (副)) にて当行所定の方法により権限設定を認められた利用者 ID により権限設定を行うものとしします。
- ② 利用権限の変更についても、前記第2条(3)①に定める利用権限の設定と同様の方法で権限の変更を行うものとしします。

## (4) 郵送からの切替

当行所定の計算書・通知書等の契約者に対する提供方法を書面の郵送による方法から Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスによる方法に切り替えるにあたっては、契約者は、申込書または Web 帳票切替サービスまたは当行所定の方法により切替の申込を行うものとしします。

## 第3条 本人確認

本サービスの利用に関する本人確認手段・方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとしします。

## 第4条 提供サービス

### (1) Web 帳票切替サービス

Web 帳票切替サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、当行所定の計算書・通知書等の契約者に対する提供方法について、当該計算書・通知書等にかかる書面の郵送による方法から Web 帳票閲覧サービス・Web 帳票データダウンロードサービスによる方法に切り替えることができるサービスをいうものとしします。

### (2) Web 帳票閲覧サービス

Web 帳票閲覧サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、当行所定の計算書・通知書等にかかる電子ファイル(以下「Web 帳票」といいます)を閲覧できるサービスをいうものとしします。

### (3) Web 帳票データダウンロードサービス

Web 帳票データダウンロードサービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、Web 帳票データをダウンロードできるサービスをいうものとしします。

### (4) Web 帳票閲覧差止サービス

Web 帳票閲覧差止サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、Web 帳票の閲覧および Web 帳票データのダウンロードを差し止めることができるサービスをいうものとしします。

## 第5条 免責事項

### (1) 利用者の権限設定

契約者は、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を適切に設定するものとしします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### (2) 届出事項の変更等

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行わなかった場合、本

サービスを適切に利用できない場合があります。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### **(3)届出事項変更等の反映期間**

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行った場合、ValueDoor 利用口座を追加した場合等において、届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

## **第6条 サービスの停止および廃止**

- (1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。
- (2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行なわないものとします。

## **第7条 本サービスの解約等**

本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor 利用規定が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

## **第8条 規定の準用**

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱います。

## **第9条 規定の変更等**

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意の旨の通知を受領しなかった場合には、変更に同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意の旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

## ValueDoor 諸手続受付サービス利用規定(2015年12月制定)

ValueDoor 諸手続受付サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「諸手続受付サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用する ValueDoor にかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとし、

### 第1条 諸手続受付サービスの内容等

#### (1) 諸手続受付サービスの内容

諸手続受付サービスは、契約者の占有・管理する端末(後記第1条(2)の環境を備えた端末とします)による依頼にもとづき、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座(ただし、ValueDoor 申込代表口座の名義人と同一の名義人の口座に限定するものとし、以下本規定において同じ)について、以下のことを行うサービスをいいます。

- ① 契約者が当行に届け出ている、ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 基本サービスにかかる契約情報の内、住所に関する届出内容の変更依頼(以下「住所変更受付サービス」といいます)
- ② 契約者が当行に届け出ている、ValueDoor 申込代表口座にかかる契約情報の内、代表者に関する届出内容の変更依頼(以下「代表者変更受付サービス」といいます)

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとし、また、当行は契約者による本サービスの利用の全部または一部について、当行所定の場合に提供を拒むことができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとし、

#### (2) 利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

#### (3) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

### 第2条 本サービスの利用

#### (1) 契約者による利用

本サービスは、ValueDoor 利用規定第2条(1)①に定める ValueDoor の基本サービスです。契約者は、本サービスを無償で利用できるものとし、

#### (2) 利用口座

本サービスが利用可能な口座は、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座とします。ただし、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

#### (3) 利用者の権限設定

- ① 本サービスの利用開始にあたっては、契約者は ValueDoor の管理専用 ID(または管理専用 ID(副))にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を設定するものとし、なお、当行所定の一部の利用権限については、管理専用 ID(または管理専用 ID(副))により利用権限の設定を行うのではなく、申込書または管理専用 ID(または管理専用 ID(副))にて当行所定の方法により権限設定を認められた利用者 ID により権限設定を行うものとし、
- ② 利用権限の変更についても、前記第2条(3)①に定める利用権限の設定と同様の方法で権限の変更を行うものとし、

### 第3条 本人確認

本サービスの利用に関する本人確認手段・方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとします。

### 第4条 提供サービス

#### (1)住所変更受付サービス

住所変更受付サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、契約者が当行に届け出ている ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座にかかる届出内容の内、住所に関する届出内容の変更依頼ができるサービスをいうものとします。

#### (2)代表者変更受付サービス

代表者変更受付サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、契約者が当行に届け出ている ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座にかかる届出内容の内、代表者に関する届出内容の変更依頼ができるサービスをいうものとします。

なお、契約者が本サービスより当行に変更依頼をした後、当行所定の方法により、当行の手続きに必要な書類を別途、所定の場所に届け出るものとします。

### 第5条 免責事項

#### (1)利用者の権限設定

契約者は、本サービスを利用させる管理専用 ID (副) および利用者 ID 毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (2)届出事項の変更等

契約者が ValueDoor 申込代表口座および ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行わなかった場合、本サービスを適切に利用できない場合があります。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### (3)届出事項変更等の反映期間

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行った場合、ValueDoor 利用口座を追加した場合等において、届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 第6条 サービスの停止および廃止

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行わないものとします。

### 第7条 本サービスの解約等

本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor 利用規定が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

### 第8条 規定の準用

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定により取扱います。

## 第9条 規定の変更等

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当該期間内に当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。

## ValueDoor 振込送金の組戻・変更サービス利用規定(2016年9月制定)

ValueDoor 振込送金の組戻・変更サービス利用規定(以下「本規定」といいます)は、株式会社三井住友銀行(以下「当行」といいます)が提供する「法人会員制インターネット窓口 ValueDoor」(以下「ValueDoor」といいます)の基本サービスである「振込送金の組戻・変更サービス」(以下「本サービス」といいます)に関して定めたものです。本サービスを利用するValueDoorにかかる契約者(以下「契約者」といいます)は、本規定の内容を理解した上で本サービスを利用するものとし、当行が契約者に対し本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

なお、以下の規定にて記載する本サービスの内容については、当行所定の場合には一部制限される場合があります。

### 第1条 振込送金の組戻・変更サービスの内容等

#### (1) 振込送金の組戻・変更サービスの内容

振込送金の組戻・変更サービスは、契約者の占有・管理する端末(後記第1条(2)の環境を備えた端末とします)による依頼にもとづき、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座について、以下のことを行うサービスをいいます。

- ① ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座を振込資金の出金口座とする当行所定の方法による振込について、振込先の金融機関(当行を含みます)から振込先口座に入金ができないと当行に通知があった場合(以下「振込不着」といいます)における、当行から契約者への振込不着発生の通知(以下「振込不着通知サービス」といいます)
- ② 振込不着となった振込に関する組戻の依頼(以下「組戻依頼サービス」といいます)
- ③ 振込不着となった振込に関する変更の依頼(以下「変更依頼サービス」といいます)

なお、当行はこれらのサービス内容を本規定の変更を伴わない範囲で、契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

#### (2) 利用環境

インターネットに接続されている等当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限ります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者個別の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。

#### (3) 本サービスの対象振込

本サービスの対象となる振込は、当行所定の方法で実施された振込のうち、振込不着となった振込とします。本サービスでは、当行所定の方法以外で実施された振込、および振込不着となっていない振込に関する組戻・変更等の依頼はできないものとします。なお、当行所定の方法で実施された振込であっても、振込先の金融機関(当行を含みます)の事務処理方法等の事情により本サービスによる組戻・変更等の依頼ができないことがあります。

#### (4) サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱日・取扱時間は当行所定の取扱日・取扱時間内とします。ただし、当行はこの取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### (5) サービス手数料および組戻等手数料

本サービスの契約料・利用手数料は無料です。ただし、本サービスを利用して契約者が当行に依頼した組戻・変更については、それぞれ当行所定の振込送金の組戻料、振込送金の変更料、及び各々にかかる消費税(以下「組戻等手数料」といいます)が必要となります。組戻等手数料は、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づき取り扱うものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく組戻等手数料を変更する場合があります。

#### (6) 本サービス利用に伴う組戻等の特約

契約者が本サービスを利用する場合、振込規定等に優先し以下の条項が適用されるものとします。

##### ① 振込不着の通知

振込不着が発生した場合、当行は、振込不着通知サービスにより、契約者に振込不着の発生を通知するも



のとします。

### ②1件の振込不着に対し複数の組戻等の依頼がなされた場合の取扱

1件の振込不着に対し、契約者から複数の組戻・変更の依頼(本サービスを利用した依頼に限りません)がなされた場合、当行は当行の裁量によりこのうち1件の依頼のみを受け付けるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

### ③振込不着に対する組戻等の依頼がなかった場合の取扱

振込不着の発生後、契約者から当行所定の期間までに組戻・変更の依頼(本サービスを利用した依頼に限りません)がなされなかった場合、当行は振込不着となった振込について契約者から組戻依頼があったものと見做します。この場合で、振込資金が返却されたとき、振込資金は当行の裁量により当該振込の出金口座または契約者が指定した口座に入金するものとします。また振込送金の組戻料及び消費税がかかります。

## 第2条 本サービスの利用

### (1)契約者による利用

本サービスは、ValueDoor 利用規定第2条(1)①に定める ValueDoor の基本サービスです。本サービスの利用にあたっては、手数料等一括引落し契約が締結済である等当行所定の条件を満たしたうえで、当行所定の方法による利用開始申請が必要です。当行が利用開始申請を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、利用開始申請がある場合でも、当行の判断により利用開始申請の受付ができない場合があります。また、契約者による本サービスの利用開始後も、当行の判断により本サービスの一部または全部について契約者による利用を停止することができるものとし、それについて契約者は異議を述べないものとします。

### (2)利用口座

本サービスにおいて利用可能な口座は、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座とします。ただし、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID(または管理専用 ID(副))にて当行所定の方法により、契約者の ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座から、本サービスの利用口座を設定するものとします。

利用口座の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

### (3)組戻等手数料の引落口座

本サービスにおいて組戻等手数料の引落口座として設定可能な口座は、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づく口座とします。ただし、手数料等一括引落し契約に基づく口座であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID(または管理専用 ID(副))にて当行所定の方法により、契約者の手数料等一括引落し契約に基づく口座から、本サービスの組戻等手数料の引落口座を設定するものとします。

手数料引落口座の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

### (4)振込種類

本サービスにおいて利用可能な振込種類は、給与または賞与の種類の振込(以下「給与振込」といいます)、および給与振込以外の種類の振込(以下「通常振込」といいます)とします。ただし、給与振込または通常振込であっても、本サービスが利用できない場合があります。

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID(または管理専用 ID(副))にて当行所定の方法により、本サービスで利用する振込種類を設定するものとします。

振込種類の変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

### (5)利用者の権限・電子メールアドレス設定

本サービスの利用開始にあたっては、契約者は申込書または ValueDoor の管理専用 ID(または管理専用 ID(副))

にて当行所定の方法により、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限および電子メールアドレスを設定するものとします。

利用権限および電子メールアドレスの変更についても、利用開始時と同様の方法で設定の変更を行うものとします。

### 第3条 本人確認

本サービスの利用者に対する本人確認手段・方法は、ValueDoor 利用規定に定める当行所定の本人確認手段・方法が適用されるものとします。但し、組戻依頼サービス及び変更依頼サービスでの承認手続の際の本人確認手段は、ValueDoor 認証の電子認証またはICカード認証に限られるものとします。

### 第4条 提供サービス

#### (1) 振込不着通知サービス

振込不着通知サービスは、振込不着が発生した際に、当行が契約者の指定した電子メールアドレスに当行所定の方法により振込不着発生の旨の電子メールを送信するサービスをいうものとします。

#### (2) 組戻依頼サービス

##### ① 組戻依頼サービスの内容

組戻依頼サービスは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、振込不着となった振込に関する組戻の依頼ができるサービスをいうものとします。

##### ② 組戻依頼の方法

契約者は組戻の依頼(以下「組戻依頼」といいます)を以下の方法で行うものとします。

##### ア. 組戻依頼の作成

契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、組戻サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、振込不着となった振込に関し、組戻依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の組戻受付時限までに本サービス画面上で組戻依頼の確定を行うものとします。

##### イ. 組戻依頼の承認

(ア) 契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者(以下「承認権限者」といいます)に対して表示される画面において、前記第4条(2)②ア.にて確定した組戻依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の組戻受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、組戻依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(2)②ア.に定める組戻依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記第3条に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。

(イ) 組戻依頼の承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面により手続が完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続が完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

##### ウ. 組戻依頼の完了

(ア) 前記第4条(2)②イ.に定める組戻依頼の承認手続が完了した場合、当行は、正当な契約者からの組戻依頼が完了したものとし、当行所定の方法により組戻の手続を行います。

(イ) 契約者が、前記第4条(2)②イ.に定める組戻依頼の承認手続に関し、2名の承認権限者による承認手続を必要とすること(以下「ダブル承認」といいます)を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合、1回の組戻依頼を行う金額が、契約者が当行所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除き、前記第4条(2)②イ.に定める組戻依頼の承認手続が2名の承認権限者により完了した場合に、正当な契約者からの組戻依頼が完了したものとします。なお、1回の組戻金額が単独承認上限金額以内の場合は、前記第4条(2)②

ウ. (ア)が適用されるものとし、1名の承認権限者の承認手続をもって正当な契約者からの組戻伝送依頼が完了したものとします。

(ウ) 前記第4条(2)② ウ. (ア)または前記第4条(2)② ウ. (イ)に基づく組戻依頼の完了後は、組戻依頼の取消・変更はできません。

## エ. 組戻料の引落

当行は、契約者が支払うべき振込送金の組戻料(消費税を含みます。)を、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落とし契約に基づき、契約者の口座から当行所定の方法で引き落とすものとします。

## オ. 振込資金の取扱

当行は、振込先の金融機関(当行を含みます)から返却された振込資金を、契約者が組戻依頼時に指定した口座に入金するものとします。

## カ. 組戻受付時限

当行は契約者に事前に通知することなく組戻受付時限を変更することがあります。

## (3)変更依頼サービス

### ①変更依頼サービスの内容

組戻依頼サービスは、契約者の占有・管理する端末による依頼にもとづき、振込不着となった振込に関し、振込先口座番号等振込に必要な情報の一部または全部の変更の依頼ができるサービスをいうものとします。

### ②変更依頼の方法

契約者は変更の依頼(以下「変更依頼」といいます)を以下の方法で行うものとします。

#### ア. 変更依頼の作成

契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、変更サービスの利用権限がある利用者IDを有する利用者に対して表示される画面において、振込不着となった振込に関し、変更依頼に必要な当行所定の事項を入力し、当行所定の変更受付時限までに本サービス画面上で変更依頼の確定を行うものとします。

#### イ. 変更依頼の承認

(ア) 契約者は、前記第3条に定める当行所定の本人確認手続終了後に、管理専用IDにて承認権限を付与された利用者IDを有する利用者(以下「承認権限者」といいます)に対して表示される画面において、前記第4条(3)②ア. にて確定した変更依頼に誤りがないことを確認し、当行所定の変更受付時限までに本サービス画面上で承認することによって、変更依頼を承認するものとします。なお、前記第4条(3)②ア. に定める変更依頼の確定手続を行った利用者と承認権限者が同一、かつ確定手続と承認手続が連続して行われる場合は、当該承認手続に関しては前記第3条に定める当行所定の本人確認手続を省略するものとします。

(イ) 変更依頼の承認後、承認結果のメッセージが画面に表示されますので、契約者はその画面により手続が完了したことを必ず確認するものとします。回線障害等の理由により手続が完了しない場合、契約者は速やかに当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって契約者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### ウ. 変更依頼の完了

(ア) 前記第4条(3)② イ. に定める変更依頼の承認手続が完了した場合、当行は、正当な契約者からの変更依頼が完了したものとし、当行所定の方法により変更の手続を行います。

(イ) 契約者が、前記第4条(3)② イ. に定める変更依頼の承認手続に関し、ダブル承認を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合、1回の変更依頼を行う金額が、契約者が当行所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除き、前記第4条(3)② イ. に定める変更依頼の承認手続が2名の承認権限者により完了した場合に、正当な契約者からの変更依頼が完了したものとします。なお、1回の変更金額が単独承認上限金額以内の場合、前記第4条(3)② ウ. (ア)が適用されるものとし、1名の承認権限者の承認手続をもって正当

な契約者からの変更伝送依頼が完了したものとします。

(ウ) 前記第4条(3)② ウ. (ア)または前記第4条(3)② ウ. (イ)に基づく変更依頼の完了後は、変更依頼の取消・変更はできません。

#### **エ. 変更料の引落**

当行は、契約者が支払うべき振込送金の変更料(消費税を含みます)を、契約者が当行と別途締結した手数料等一括引落し契約に基づき、契約者の口座から当行所定の方法で引き落とすものとします。

#### **オ. 変更受付時限**

当行は契約者に事前に通知することなく変更受付時限を変更することがあります。

### **第5条 免責事項**

#### **(1)振込不着の通知**

契約者は、振込不着通知サービスを利用させる利用者 ID 毎に電子メールアドレスを適切に設定するものとします。振込不着通知サービスでは、当行が当行所定の送信タイミングで契約者の指定する電子メールアドレスに電子メールの送信処理をしたときをもって、当行が契約者に振込不着の通知をしたものと見做します。理由の如何を問わず、契約者が振込不着サービスを利用できなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、当行は、契約者が振込不着サービスを利用できなかった場合でも、利用不可原因を調査する義務、および電話等その他の手段で契約者に振込不着の発生を通知する義務は負わないものとします。

#### **(2)振込先金融機関の錯誤**

本サービスは、振込先の金融機関から当行への振込不着の通知に基づき、当行から契約者へ振込不着の通知を行います。振込先の金融機関が錯誤したことにより、当行が契約者へ適切な通知をできなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### **(3)利用者の権限設定**

契約者は、本サービスを利用させる利用者 ID 毎に利用権限を適切に設定するものとします。契約者が利用権限を適切に設定しなかったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### **(4)届出事項の変更等**

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更等の届出を行わなかった場合、本サービスを適切に利用できない場合があります。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### **(5)届出事項変更等の反映期間**

契約者が ValueDoor 申込代表口座または ValueDoor 利用口座に関する変更、本サービスの設定変更等の届出を行った場合等において、届出を行った変更等の内容が反映されるまでには当行所定の期間がかかります。反映期間がかかることにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### **第6条 サービスの停止及び廃止**

(1) 当行は、90 日前の事前の通知(当行の電子署名を付した電子データによる通知を含むものとします)をもって本サービスを停止し、または、廃止することができます。ただし、緊急やむをえない場合、当行は、この期間を短縮できるものとします。

(2) 前項の場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他請求の原因を問わず、その賠償の請求は行なわないものとします。

### **第7条 本サービスの解約等**

本サービスは、ValueDoor の基本サービスです。契約者と当行との間の ValueDoor に関する契約が解約等により終了した場合は、本サービスについても自動的に終了するものとします。

なお、本サービスが解約等により終了した場合には、その時まで組戻等の依頼が完了している場合は依頼内容

に基づき取扱いを行い、依頼が完了していない場合は振込規定等に基づき取り扱うものとします。

## **第8条 規定の準用**

本規定に定義のない用語の定義および本規定に定めのない事項については、ValueDoor 利用規定、ご利用口座にかかる各種規定、振込規定、振込に用いたサービスにかかる各種規定、手数料等一括引落し契約にかかる規定により取扱います。

## **第9条 規定の変更等**

当行は本規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本規定の内容が変更できるものとします。契約者は公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領しなかった場合には、変更に同意があったものとみなします。

また、当行が契約者からこの変更不同意旨の通知を受領した場合には、当行は事前に通知することなく当該契約者による本サービスの利用を終了させることができるものとします。